

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を図る等、コーポレート・ガバナンスの充実、及びコンプライアンスの強化を経営の最重要課題と位置付けております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	32,158,233	20.00
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,195,635	3.85
株式会社三井住友銀行	5,442,674	3.38
日本生命保険相互会社	5,382,250	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,296,800	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,207,900	3.24
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,154,225	3.21
第一生命保険株式会社	4,000,828	2.49
株式会社デンソー	3,000,000	1.87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,851,104	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 更新

上記大株主の状況は、2015年3月31日現在の状況です。

三井住友信託銀行株式会社からの2014年7月22日付大量保有報告書により、2014年7月15日現在で三井住友信託銀行株式会社 他1名の共同保有者(日興アセットマネジメント)が8,356千株(保有割合 5.20%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店からの2015年4月6日付変更報告書により、2015年3月31日現在でT. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店 他2名の共同保有者(T. ロウ・プライス・アソシエイツ、インク、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド)が6,202千株(保有割合 3.86%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場会社としてKIホールディングス株式会社が東証第二部、及び大億交通工業製造(股)会社が台湾証券交易所にそれぞれ上場しております。KIホールディングス株式会社は、得意先・取扱い製品・生産形態等、事業領域を当社とは全く異にしており、独自の経営を行っております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
上原 治也	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上原 治也	○	三菱UFJ信託銀行株式会社 最高顧問  同氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社において、2012年4月まで取締役会長として勤務されており、現在は同社の最高顧問を務められています。	同氏は三菱UFJ信託銀行株式会社の最高顧問であり、その知識・経験を当社経営に反映していただくため、社外取締役として選任いたしました。 親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等いずれにも該当しないことから、独立性が高いものと認識しております。 充分な見識と、その高い独立性から、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を独立役員として選任いたしました。 なお、当社は三菱UFJ信託銀行からの借入金はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査、監査役監査及び会計監査について、主に内部監査室が内部監査機能を有し、監査役及び会計監査人は内部監査部門より監査計画並びに監査の方法及び結果について定期的に報告を受ける他、必要に応じ情報交換を行っております。また、社外監査役(2名)により、法律・税務・会計的な見地から業務執行の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
草野 耕一	弁護士													○			
川島 信義	税理士																

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草野 耕一		弁護士 西村あさひ法律事務所代表パートナー	同氏は弁護士として企業法務に精通され、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、社外監査役として選任いたしました。当社と、同氏がパートナーを務める西村あさひ法律事務所とは取引関係がありますが、顧問弁護士契約を締結していないことなどから、独立性が高いものと認識しております。
川島 信義	○	税理士	同氏は税理士であり、税務の専門家として、その知識・経験を当社監査体制の充実のため、社外監査役として選任いたしました。親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等いずれにも該当しないことから、独立性が高いものと認識しております。十分な見識と、その高い独立性から、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を独立役員として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員員数	2名
--------	----

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

企業業績と株式価値との関連性及び連動性は、極めて密接であるとの認識の下、株主と企業経営者は、株価上昇のメリット、あるいは下落のリスクを共有しております。企業経営者の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入しております。

なお、当社普通株式40,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限としております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役(社外取締役を除く)を付与対象者としております。  
尚、同様の内容の株式報酬型ストックオプションを当社執行役員に対しても付与する予定です。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて、役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示するとともに、報酬が1億円以上の取締役については個別に開示しております。

なお、取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬等の総額は967百万円(2015年3月期実績)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の  
有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、基本報酬、及び業績連動報酬からなる報酬制度を導入し、取締役の報酬額を年額12億円以内としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は総務部、社外監査役は監査役室のスタッフがサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会による経営の意思決定・監督、執行役員による業務執行、監査役による業務執行の監査を行っております。

### [業務執行]

- ・取締役会は取締役14名(うち社外取締役1名)で構成され、原則月1回開催、取締役、監査役出席のもと、業務執行状況の報告、重要事項についての意思決定を実施しております。
- ・取締役会を補う機関として、常勤取締役、及び執行役員にて構成される常務会(議長は社長)を、原則月3回開催、業務執行状況の報告、及びフォローを実施しております。

### [監査・監督]

- ・監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査方針に従い取締役会への出席や、業務・財産の状況調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、常勤監査役は常務会に出席するほか、重要な会議・委員会に出席、取締役の業務執行状況を監査しております。
- ・会計監査は、会計監査人として明治監査法人が監査を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名による監視・助言・指導を行うとともに、社外監査役2名による監査が実施されております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は株主総会日の3週間前を目処に、早期発送に努めております。
その他	株主総会においては、株主の質問に対し、誠意をもって回答することとしています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は、決算・中間決算(5月上旬/11月上旬)に開催しております。説明会では、社長、副社長、及び担当役員により説明を行い、質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、各種リリース、有価証券報告書、四半期報告書、報告書(年次・中間)、アニュアルレポート(英文・和文)等を掲載しております。 (URL: <a href="http://www.koito.co.jp">http://www.koito.co.jp</a> )	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総務部 IR担当 常務執行役員総務部長 井上 敦	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書については、ホームページにて公開しております。

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

2006年5月26日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、2015年4月24日開催の取締役会において改定いたしました。

この基本方針に基づき、内部統制の整備を進めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
「小糸グループ行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進部門、内部監査部門、内部通報制度などの組織・体制、並びに「企業倫理規定」などの関係諸規程の整備・充実を図る。  
また、取締役、執行役員及び従業員に対しその周知、教育を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会、常務会の議事録など取締役の職務執行に係る情報については、関係諸規程の整備・充実を図り、これに従って、適切な保存・管理を行う。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
会社の存続に関わる重大なリスク事案の回避・排除、また、発生した場合の影響を極小化するため、「危機管理規程」などのリスク管理に関する規程や体制の整備並びに取締役、執行役員及び従業員への教育・訓練を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会、常務会の定例的開催、並びに取締役の職務執行に係る「取締役会規程」「常務会規程」などの諸規程や執行役員制度などの組織・体制の整備・充実を図り、取締役の職務執行の効率性を確保する。  
また、年度毎の社長方針に基づき、各部門において方針を具体化し、業務を執行する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は「小糸グループ行動憲章」をグループ会社と共有し、業務の適正を確保・管理するため、以下の体制を整備する。
  - イ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、報告事項を明確にし、報告制度を充実させると共に、グループ会社に対し定期的な業務報告を実施する。
  - ロ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。  
また、グループ会社の対応が不十分である場合には、指導をはじめとする是正措置を講じる。
  - ハ) 当社はグループ会社に取締役会の定例的開催、取締役等の職務執行に係る規程や組織・体制の整備・充実を図らせる。  
また、重要なグループ会社においては役員を兼務させる。
  - ニ) 当社は「小糸グループ行動憲章」などに基づき、グループ会社に法令遵守の徹底を図らせるとともに、当社の管掌部門・内部監査部門はグループ会社の業務監査、会計監査を実施する。  
また、当社は「関係会社管理規程」などに基づき、承認事項を明確にし、係る業務の執行については、当社の承認を得た上で行わせる。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は取締役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の指揮命令のもとで業務を行う。  
また、取締役からの独立性を確保するため、監査役室の人事については、監査役会の同意を得た上で決定する。
7. 当社並びに子会社の取締役及び使用人などが当社監査役に報告をするための体制、並びに当社監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社並びにグループ会社の取締役、執行役員及び従業員は、会社に重大な影響を与える事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス等に関する報告すべき事項を知った場合には、当社監査役へ報告するものとする。  
また、報告された内容は監査役の判断で監査役会に報告する。  
組織・体制の整備・充実を図り、前号の報告を行った者が、不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
8. 当社の監査役は取締役の職務執行について生ずる費用に係る方針並びに、監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役の職務執行に必要な費用については、会社が支払う。  
監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会をはじめとする各種会議や委員会への出席、重要書類の閲覧等により、業務の執行状況を把握・監査する。  
また、監査役は、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門等と定期的にまたは必要に応じて意見交換を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として関係を遮断し、毅然とした対応をいたします。そのため、総務部を対応統括部署とし、平素より外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。今後も、継続して社員の教育・啓蒙および体制の強化に努めてまいります。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきものであると考えております。

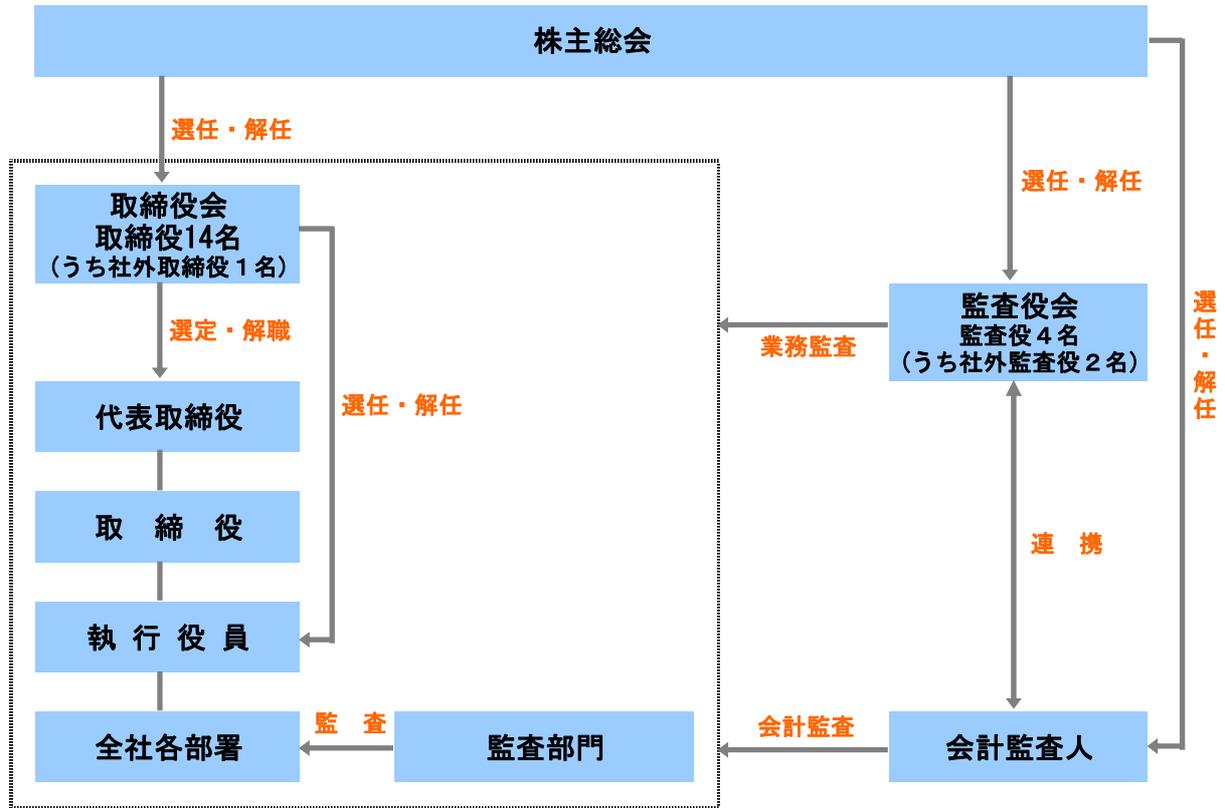
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

コンプライアンス体制強化のため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室、内部監査室を設置しております。

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要 (模式図)



(2) 適時開示に係る社内体制の概要 (模式図)

